

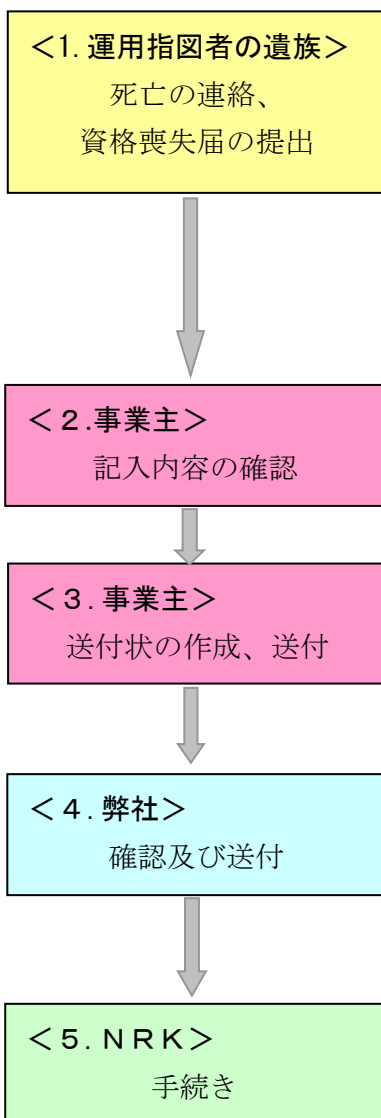
第Ⅷ章 4. 運用指図者死亡

運用指図者が死亡した場合は、運用指図者の資格を喪失します。遺族(戸籍法に定める届出義務者)からの届出を受けて運用指図者資格喪失処理を行うのとあわせて裁定請求手続きが必要となります。「運用指図者資格喪失届(ID 20023)」の提出と同時に(あるいは後から)死亡一時金を請求してください。(死亡一時金の請求については「第Ⅷ章 4. 死亡一時金の裁定請求」を参照してください。)

手続きは事業主経由で帳票を提出する方法と運用指図者の遺族から直接「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ事態を連絡し、手続きする方法があります。

(1) 事業主経由で帳票を提出する場合

事務手続きの流れ



事業主は、運用指図者の死亡について運用指図者の遺族からの連絡を受けて、下記帳票の事業主記入欄に必要項目を記入のうえ、配布します。遺族は記入・押印し、事業主へ提出します。

帳 票
「運用指図者資格喪失届(ID 20023)」

※年金受給者の場合、本人が死亡したときは直ちに年金の支給を停止する必要があります。遺族による書類の提出がすぐにできない場合であっても、死亡が判明した時点で、確定拠出年金管理部事務担当者へ連絡してください。(遺族より「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ連絡済の場合は不要です。)

事業主は、書類の記入・押印もれの有無を確認します。

「裁定関係書類 企業型送付状(ID 40036)」を作成のうえ、上記帳票とあわせて、弊社宛送付します。

弊社にて所定の確認のうえ、NRKへ送付します。

NRKでは、対象者の運用指図者資格喪失手続きを行います。

還 元 帳 票
なし

手続きの結果は、NRKのWeb画面で確認することができます。

(2)「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」を利用して手続きする場合

遺族が直接「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」に連絡し、資格喪失の手続きおよび死亡一時金の裁定請求手続きを行うことも可能です。死亡の連絡を受けた場合は、遺族からの連絡であることを確認のうえ、「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」より遺族へ「運用指図者資格喪失届 (ID 20023)」、「裁定請求書 (一時金) (ID 32001)」等の手続き書類を送付します。遺族は必要事項を記入・押印のうえ、必要書類を添付して、直接弊社へ書類を提出します。

注意

原則として、死亡の事実を知った日から10日以内に届け出ることが必要です。

